

# 教育民生常任委員会会議録

令和元年9月17日

宮古市議会

## 令和元年9定例会議 教育民生常任委員会会議録目次

(9月17日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	3
開 会	4
付託事件審査(1)	4
付託事件審査(2)	5
付託事件審査(3)	11
付託事件審査(4)	13
付託事件審査(5)	14
付託事件審査(6)	16
付託事件審査(7)	18
閉 会	21

## 宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時  
場 所

令和元年9月17日(火曜日) 午前10時  
議事堂 委員会室

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 宮古市印鑑条例の一部を改正する条例
- (2) 宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (3) 宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (4) 宮古市保育所条例等の一部を改正する条例
- (5) 宮古市立千徳小学校校舎屋根等改修工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (6) 宮古市立宮古小学校校舎増改築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- (7) 財産の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

出席委員（7名）

熊坂伸子	委員長	坂本悦夫	副委員長
白石雅一	委員	畠山茂	委員
橋本久夫	委員	長門孝則	委員
加藤俊郎	委員		

欠席委員（0名）

なし

---

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

市民生活部長	戸由忍君	総合窓口課長	西村泰弘君
市民窓口係長	吉田真理君		

(2) (3) (4)

保健福祉部長	中嶋良彦君	こども課長	伊藤貢君
子育て支援係長	中西秀彦君	こども発達支援センター所長	岡崎薫君
子育て支援係主査	小松平佳江君		

(5) (6)

教育部長	伊藤重行君	教委事務局総務課長	若江清隆君
教委事務局総務課施設係長	松草寒三君	教委事務局総務課施設係主査	佐々木優君
教委事務局総務課施設係主査	藤田和幸君		
都市整備部建築住宅課主任技師	宇夫方徹君	都市整備部建築住宅課技師	村谷英紀君

(7)

教育部長	伊藤重行君	教委事務局生涯学習課長	田中富士春君
教委事務局生涯学習課体育振興係長	小林康弘君		

---

議会事務局出席者

局長	菊地俊二	主査	前川克寿
----	------	----	------

開 会

午前9時58分 開会

○委員長（熊坂伸子君） おはようございます。

はい。定刻に若干早いですけれども、皆様おそろいのご様子ですので、始めたいと思います。ただいままでの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより教育民生常任委員会を開会いたします。本日の案件は付託事件審査7件、説明事項2件となりますので、スムーズな議事進行に御協力をお願いいたします。なお、各議案の提案理由につきましては本会議で説明済みでございますので、省略いたします。

○

## 付託事件審査（１） 宮古市印鑑条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） それでは初めに議案第11号、宮古市印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

橋本委員。

○9番（橋本久夫君） おはようございます。

ちょっと教えていただきたいんですけども、この印鑑条例の理由として印鑑の登録事項等に旧氏を加えようとするものであるということなんですが、具体的には旧氏というのは婚姻前の氏名ということですね、それを何て言うんですか、カードに併記をするっていうイメージなんですか。

○委員長（熊坂伸子君） はい。西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 失礼しました。まず旧氏については、社会生活で例えば婚姻した人が旧姓のまま会社でお仕事をしたりとか、そういう場合に使うっていう事例が想定されるんですけども、そうすると何かいろいろ自分の身分を証明するときに、旧氏が記載してる書類が必要になるっていうことで、まず1番最初の段階は、住民票に自分の旧氏を登録したいという希望者の方が登録します。印鑑登録を造りたいときに、旧氏を使いたいとかっていう方が、住民票に旧氏が登録してあれば、印鑑登録もできるっていうような流れになります。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） そうすると旧氏を登録してカード等をまた発行するときは、ですからこれ、旧氏と変わった名前とを、二つ持てるっていうことになるんですか。それとも旧氏のままずっとこのカードが生きるのか。

○委員長（熊坂伸子君） はい。西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 住民票に旧氏を登録した方は、印鑑登録したときにその登録原票っていうのがあられるんですけども、そこに本名と旧氏と両方記載されるっていうことになります。印鑑は本名の印鑑でもいいし、旧氏の印鑑でも登録できるっていうことになります。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 了解しました。二つ、とりあえず併用ができるっていう理解でよろしいわけですね。はい。了解いたしました。

○委員長（熊坂伸子君） はい。ほかに質疑はございませんか。

長門委員。

○14番（長門田孝則君） ちょっと参考までにお聞きしたいんですけど。5条の（1）に、今までは住民基本台帳に記録と、それを住民票に記載と、そういうふうに変更しましたがね。これは何で変更したのか、何か実質的に違う意味が、内容が違ってきてるんですか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） はい。西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） この部分は内容には特に大きなかわりがなくて、文言の整備の部分なんですけ

れども、本名とか旧氏っていうのは、住民票にまず記載をされて、それを宮古のを全部東ねたのが住民基本台帳というつくりになっているんですけれども、第4条のところでも住民基本台帳は住民票というふうに書いてあるんですが、住民基本台帳というのは宮古市全体の記録っていう形になるので、それぞれの印鑑登録の場合は、もう個人個人の事務処理になりますんで、その場合は住民基本台帳という東ねたものの言葉よりは、住民票という個々の言葉にしたほうがふさわしいということで、ここは文言の整備として変更した部分です。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。なければこれで質疑を終わります。

これより、議案第11号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第11号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案可決すべきものと決定いたしました。

はい。それでは説明員の入れかえを行います。ありがとうございます。

○

## **付託事件審査（２） 宮古市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

○委員長（熊坂伸子君） はい。それでは次に、議案第12号。宮古市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に先立ちまして、保健福祉部から発言の申し出がございましたので、これを許可いたします。中島保健福祉部長。

○保健福祉部長（中嶋良彦君） 9月3日の教育民生常任委員会におきまして、幼保無償化の市単独施策について、9月会議のほうで改めて説明させていただくこと、及び議案、今回の議案3件の審議に先立ち、詳しい説明が望ましいとの判断から、部として正式な説明手続をとりましたが、議案審議優先の原則との判断から、このような形での資料配付と説明の形になったことについておわび申し上げます。

それでは内容について、早速ですがこども課長のほうから説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） はい。伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） はい。おはようございます。それではですね、私のほうから追加資料ということで、ただいまお渡ししました資料について御説明したいと思います。申しわけございません。座らせていただいて説明いたします。

今回の幼児教育・保育の無償化について御説明いたします。前回の説明した内容と重複するところもございますけれども、御了承くださいますように、どうぞよろしくお願ひいたします。表紙を開いていただきまして1ページのほうをごらんいただきたいと思います。まず目的なんですけれども、幼児教育保育の無償化が10月から始まることにあわせて、安定した仕事を持って子供を幸せに育てるまちの実現と定住化促進及び少子化対策への取り組みの一つとして、無償化対象枠の拡大を図ろうとするものです。1の国の無償化の部分をごらん

いただきたいと思ひます。

1点目は3歳から5歳までの全ての子どもの幼児教育・保育に係る費用の無償化をするものです。これまで保育料に含まれていたおかず代、副食費なんですけれども、これがですね、保育料から切り離されて外出しされるような格好で4,500円実費徴収されることとなります。

2点目は、0歳から2歳までの子供の住民税非課税世帯を対象として、保育料が無償化されることとごひます。財源についてですけれども、これまで保護者が負担していた額につきましては、私立の保育所・幼稚園と認可外保育施設と、そして預かり保育園などの費用については、国が2分の1、県及び市が4分の1となります。公立の保育所については、10分の10、市の負担となります。なお、今年度の10月から3月までの6月分につきましては、臨時交付金として全額国負担となります。これが国の無償化の内容とごひます。

2番として市の独自支援策について御説明したいと思ひます。無償化の範囲を拡大しようとするものごひます。1点目は0歳児から2歳時までの子供の保育料については、課税世帯も無償化の対象といたします。これにより0歳から2歳の保育料については、保育の必要の認定を受けることができる児童は、課税非課税にかかわらず無償となります。2点目は新たに実費徴収することとなった副食費について、この4,500円を上限に支援するものごひます。

次に財源について御説明いたします。国の無償化に伴い軽減される、市の単独軽減分の約1億5,000万円を充てることといたします。この単独軽減分について御説明いたします。市はこれまで独自に保育料をおおむね国の3分の2に設定しており、国と市の料金表の差額及び多子軽減による独自の支援策分が、市の軽減分となります。なお、市の多子軽減分とは、第1子の年齢制限撤廃及び世帯所得制限なしとすることで、国の基準より大きく緩和しておりました。それによって第2子半額、第3子以降を無償としていたところごひます。

次に④の部分なんですけれども、独自の支援策を行うことによって生じる費用負担について御説明いたします。0歳から2歳までの課税世帯の保育料は、対象児童が約430名で、その費用は約7,900万円。また、3歳から5歳までの児童の副食費は、対象児童が約750人で、その費用は約4,000万円。合計で1億1,900万円を想定してごひます。その他といたしまして、児童館、僻地保育所、認定外保育施設及び児童発達支援事業なども無償化の対象となります。なお、これまで説明してきました保育の無償化については、あくまでも原則が保育の必要を受ける必要がある子供さんということになってごひます。

その他といたしまして、通園バス代、教材費等は引き続き保護者の負担となります。2ページのほうごらんいただきたいと思ひます。2ページからですね、6ページまでが幼児教育・保育の無償化と、市の独自の軽減支援策について記述したものでごひます。このなかには国の制度と市の独自支援策によって、実際の負担がどのようになるのか、利用している、あるいは将来これから利用しようとしている施設の種類ごとに、支援の内容について必要な手続について記載した資料になってごひます。これとは別にですね、各施設別のもっと詳しい資料も、こちらのほうで現在つくってですね、各個別に施設のほうに説明しよう準備しているところごひます。

ページ飛んで申しわけごひません。6ページをお開き願ひたいと思ひます。はい。6ページなんですけれども、こちらは市内施設における無償化の対象となるために必要な手続などを一覽にしたものでごひます。具体的な施設名を挙げてですね、どうなるのかわかりやすく記述した記述したつもりごひます。これによって自分がどういふうな施設を利用したいのかによって、手続が必要であるとか、あるいは保育料がどのようになるのかっていうことを記載したものでごひます。以上が追加資料の説明となります。今回の説明とあ



わせまして条例案の審議についてよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○委員長（熊坂伸子君） 説明が終わりました。それでは、議案第12号につきまして質疑のある方は挙手を願います。長門委員。

○14番（長門孝則君） 第2条、参考までなんですけども、第2条の（9）。改正前は支給認定、これを教育保育給付認定というふうに変えるということなんですけども、これはどうなんですか。実質的に何が変わるんですか。ただ、文言の変更というだけという意味なんですか。その辺ちょっと

○委員長（熊坂伸子君） はい。伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） 御説明いたします。こちらのほうにつきましては文言の整理ではございますけれども、支給認定としていたのをですね、今回変えるというのですね、今まで支給認定ということで、どの部分かわからなかったものを、教育保育認定ということで、その施設を限定したものでございます。その施設というのはどういうのかといえば保育所、それから認定こども園、それから幼稚園と三つを規定したために、旧の改正前であればそれがわかりにくかったことによって、今回改正によって明確化したものでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） さっきの議案の次11号でも、実質は変わらないけど文言の変更だけだという、そういうのが結構多いんですね。私が感じてるのは、これはちょっと言い方が変ですけどもね、国のほうの担当者が変わると結構こういうふうにな、文言が変わるんですよ。実質は変わらなくても。そういう傾向があるかと、私はそういうふう感じてますんで、改正前の状態で何か不都合があんのかなと。そう考えることもあるんですけど、特に今までの文言で別に不都合はないというふうには私はこれまでも感じてきてるんですけども。これは私の感じですけども。そうすれば、実質的には変わらないと、文言整理なんだというふうに理解してよろしいんですがね。はい、ありがとうございます。

○委員長（熊坂伸子君） はい。坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） よろしくお願ひします。11日の説明を受けました。聞き残したところはね、議案書を読めば何とかわかるだろう、というふうに思ってたんですけども、とっても難解でね、わかんないので途中でやめました。

なのでね、もう1回説明をしてもらいたいなというふうに思うんですけども。まず第1つめはね、この特定教育・保育施設との連携要件の緩和、連携要件の緩和とはどんな緩和なのかをまずお伺ひします。

○委員長（熊坂伸子君） はい。伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） はい。お答えいたします。今回の緩和の部分になりますけれども、42条になります。これまではですね、幼稚園とか、それから保育園、認定こども園が保育を行うに当たって、連携していた施設というのが限られていたんですけども、今回のこの無償化のためにですね、範囲を広げようということで、ここで言ってます小規模保育事業Aっていうのがあるんですけども、この小規模保育Aっての6人から19人以下の定員の子供さんなんですけども。そこで、そういうところまでも広げることによって、保育の環境を整えようというのが、今回の大きな条例改正となっております。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） そうすれば、従来の基準は、連携施設については教育・保育施設に限定していたと。こういうことですね。それを改正後は、小規模保育Aとか、B型とか、事業所内保育もそうなのかなと思うんですけども、そういうところからの提供も認めるんだということなんですか。

○委員長（熊坂伸子君） はい。伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） はい。そのとおりでございます。

○13番（坂本悦夫君） はい。わかりました。じゃあ二つ目。食事の提供に要する費用の取り扱いの変更とは、どんな変更なんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） はい。お答えいたします。こちらは42条に係る部分になりますけれども、ごめんなさい、13条に係る部分になりますけれども。今まで副食費っていうのが保育料の中に含まれてございました。そして保育料の中、保育料を徴収することによっての副食費も一緒に徴収してだったんですけども、今回の改正によって保育料の中から副食費が外出しされることとなります。切り離して別途徴収しますよ、徴収できるようにしますよってしたのが、この改正でございます。

○13番（坂本悦夫君） そうすると副食費を徴収するのは、これは国の基準であったわけですよね、宮古市もそれにならうと。今までは無償だったけれども、今回は国の基準に従って徴収するんだとこういうことですか。

○委員長（熊坂伸子君） はい。伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） はい。今まで無償ということではなくて、保育料の中に入っていました。それが今回の国の基準によって、保育費とはまた切り離されますよっていうことを定めた条例となっております。

○13番（坂本悦夫君） はい。わかりました。この連携施設についてですけども、これは国の基準は、従うべき基準、それとも参酌すべき基準だったのでしょうか、これ。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） はい、今回の改正は従うべき基準でございます。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） わかりました。そうすると連携施設は、特定教育保育施設に限ると。幼稚園とか保育所とか認定こども園に限ると、こういうことになったわけですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（熊坂伸子君） はい。よろしいですかほかに質疑はございませんか。畠山委員。

○4番（畠山茂君） おはようございます。お願いいたします。

私も最初、この議案書を見たときに全然わからなくて、こないだの3日の説明、今日の説明で、若干今回は財政の部分も出てきたので、わからない部分も含めてちょっとお聞きしたいと思ってました。今回の9月の議会の1番、これが多分、目玉の政策だと思ってまして。あとから予算委員会だったり、一般質問でも出るようなので、私のほうからさわりの部分ちょっと聞きたいんですけど。

まず1点目は国の幼児教育・保育無償化のところ、国で決まったんでこのとおりなんですけど。改めてこの市の独自でやろうという、今さっき言った、安定した仕事を持って子供を幸せに育てるまちづくりということが目的にありますよということなんですけど、ここまで至った経過の議論、多分庁内で議論したと思うんですけども、ここまでに至った経過なんかを、ちょっとこうなんで独自でここまでやろうと決めたか、もしこう分かれば簡単に教えていただければと思うんですけど。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） はい、お答えします。

まず副食費につきましては、そのとおり国のほうで無償化っていうことをうたってるんですけども、実際には保育料から切り離されるということで、これまで子どもさんを預けていた親御さんは、副食費の部分を支

払うこととなります。その金額が例えば4,500円とした場合「無償化なのに何でお金を払わなきゃならないのかな」っていうふうなお気持ちを持つ親御さんがいるんじゃないかな、というふうなのがきっかけだったんですけれども。それであれば副食費、これは食の教育の部分でも必要ですので、何とか宮古市のほうで面倒見れないかっていうのが副食費のほうの始まりでございます。

それから保育料につきましては、そのとおり宮古市としまして、定住化促進とそれから少子化対策っていうのもあるんですけれども、今、保育料も無償化にすることによって、将来的に宮古市のほうに、結局そうしますと就労される方、お母さんとかお父さん方がふえますので、そこらの部分での就労も収入もふえてくるんじゃないか。そして、あくまでも子どもの部分、保育に係る部分は無償化にするほうがよいんじゃないか。それから財源との見合いの中で何とかやっていけるんじゃないかというふうな議論になりまして、今回このような政策をとらせていただいたところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい、経過はわかりました。

1番大事なのは今回、誰のための施策で、市民にとって本当に利益になるのかというところが私はポイントだと思うんですが、子育て世帯の方を助けるためだよと、定住促進であるということは理解をしました。

その中でこれが全体的に市民にとって利益になるのか。まあ、子育て世代にすればいいんでしょうけども、ということをちょっと考えたときに、私ちょっと財政の部分のちょっと、これで大丈夫なのかなとふと思ったところがありまして、先ほど説明の中で、今年度は国が出すんですけども、来年度以降は私立は4分の1は自治体が負担して、公立は100%自治体が負担するという中で、先ほどの説明だと市の独自の部分が1億5,000万あって、その差額で十分やっていけるという説明だと思うんですが、これが本当に恒久的にずっとやっていけるのかっていう、私は素朴なこの疑問がありまして。

1回やはり無償化してしまうと、手出しをしなくなると後で財源が厳しくなったときに、上げるっていうのは本当に大変なことだと思うんですね。そのときの首長も大変でしょうけど、いろんな部分で、本当にここで一気にがんと下げて、確かにインパクトはあるんですけども。今後の宮古市の財政を考えたときに、これでいいのかという、私は個人的にそういう思いがあつて。

極端に言うと、今説明をされて納得すれば、私はそれでいいんですが。もし変な話、納得いかないんであれば、黙って来年の4月まで延ばしてみんなで議論をしてですね、大丈夫だという合意形成をした中でスタートしてもおかしくないぐらいの、大きなこれは問題かなと思ってたんですけど。財政面のところで、本当にこの部分、将来的に見通していけるのかということ、ちょっとシミュレーションを聞かせていただきたいと思えます。

○委員長（熊坂伸子君） 中嶋保健福祉部長。

○保健福祉部長（中嶋良彦君） 当然、財政面についてはさまざま検討させていただきました。

まず基本的には、市の負担にかかる4分の1とか、そういった部分では全国市長会のほうで、国のほうと協議して、要するに地方交付税のほうに全額算入すると。あわせて地財計画の中に必要になる財源、その部分についてもこの部分は全額みますっていう合意のもとに、この制度が実施されました。その部分については、国と市長会の合意ということで、約束は当然果たされるものというふうには考えておりますし、国のほうからもそういう文書は出ております。

で、今度は単独の分ですが、今まで市で単独で支援してきた分、それらをさまざま具体的な数字から検証し

て1億5,000万ほど、その分が一切市の単独をしなくなって、国の制度だけで実施すれば、その分の財源は浮くという見通しの計算が出ました。必要額を計算して約1億2,000万かかるということで、残り3,000万ありますが、この部分についての議論もありました。

当然、御指摘もありましたように無償化すれば、私も入れたいというような新たな需要も出てくるだろうと。そういった受け入れ対策についても当然検討していますし、進めているということで説明もさせていただきましたし、その部分について残りの3,000万を充当すれば、やっつけられるだろうという見通しが立ったことから、今回の御提案になったものでございます。

畠山議員の御心配も当然、わかりますし、我々もその部分も検討しました。完全に将来までこれを政策維持できるかどうかという保証自体は誰もできないかと思いますが、財政再建団体、要するに赤字になって北海道の某市のような状況になれば市の単独の施策は取れませんが、財源的に見込みが立つうちは、その時々の方長の判断にはなるとは思います、この政策は維持されることになるかと考えております。

○委員長（熊坂伸子君） はい。畠山委員

○4番（畠山茂君） はい今、部長さんから、将来的にもある程度は維持できるという見通しだという説明をいただきましたので、財政の部分は、とりあえず私はここはいいかなと思います。

次に疑問に思ったところがですね、0歳児から2歳児の無料化、市独自ですけども、無料化で国は住民税非課税の世帯を対象なんです、市としては全員だと。ただその全員っていうのは、保育所入所認定の条件を満たした者、先ほど急いでさっき行って、その認定の条件10項目ですか、もらってちょっと読んだんですけど。

ここでやっぱり思うのは、その、あくまでも無料なんですけども、シミュレーションだと約430人を見込んでいるということなんです、そこに預けない方は、条件が合わない方は、無償化には結局、恩恵を預からないところが、果たしてこれが公平公正なのかっていうところが、多分ポイントになるのではないかなと、こう思ってます。共稼ぎの方だったら、今、この間の生活実態調査でも共稼ぎの3世帯に1世帯は共稼ぎじゃないと生活やっていけないと、大変なんだということもアンケート出ましたので、一方では理解するんですが、専業主婦で子どもを自分で育てたいという方は、この恩恵に預かれない部分があって、同じ宮古市民でいてこの差を公平公正と見るか、見ないのかっていうのがすごく私の頭の中でも、これはどっちなんだろうという思いがあります。

んで、ここでちょっと聞きたいのは、この430人のシミュレーションなんです、0歳、1歳、2歳実際に今、もし宮古市民の対象は今、年代で何人いるか把握なさっておりますか。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） はい、0・1・2歳につきましては、31年4月の1日現在でありますけども0歳児は301名、1歳児が299名、これで600名なのかな。それから2歳児が327名ですので、927名になると思われます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） そうすると、なんぼうですか、4割。4割弱の方は、預けられる対象の方になるだろうということだと思います。

このあいだ一般質問でもちょっとした、子育て支援の中に在宅支援のあれがありますね。あつちは所得制限がありますよね、7万7千幾ら以下の人じゃないと、半年間1万5,000円給付もらえません。こっちはそういう所得制限はないと。あつちは半年だけと。

というと、なんか整合性、これからもし見直すかもわかりませんが、整合性、例えばあつちも2歳にまで引き

上げて、平等っていう、公平性という意味であって、そういった部分も含めて。今回は無償化の関係なんで、ここはこれでいいのかなあと、どうなのかなと思いつつ、ちょっと私の頭の範囲ではね、きちっと整理できない部分がありますので、あとは他の委員の皆さん、ちょっと意見を出していただきながらですね。まず一旦私の意見はここで終わりたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） はい、ただいま畠山委員のほうから、さまざまな御提言いただきまして、本当にありがたいなと思ってました。

その通り0～2歳の中には、やはり御家族の中には、2歳まで3歳までは、お手元っていうかな、直接そういうふうな保育所とか、そういうふうな金額の部分だけじゃなくて、自分のところで面倒みたい、育てたいというご家庭もあると思います。そういうふうな部分もやはり、勘案していかなきゃならないのかなと。ただ金額の部分だけではなくて、愛情というのかな、そういうふうな部分で考えられている方もいらっしゃるというふうには理解してございます。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑がある方はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。なければこれで質疑を終わります。

議案第12号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第12号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

### 付託事件審査（3） 宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第13号、宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 13の1に保育所等との連携、いわゆる家庭的保育事業の保育所との連携について記されております。家庭的保育の3歳児、卒園児の保育が継続的に提供されるよう、連携施設を確保しなければなりません。そして、この連携施設は、保育所・幼稚園・認定こども園ですよというふうにされておりますが、ただしつというところがありますがね。ただし地理的条件によって連携施設の確保が非常に困難な場合はこの限りではない、ということなんです、この限りではないということはどういうことなんでしょうか。連携施設を確保しなくてもいいのだということなんでしょうか。そうではないですよね。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） はい。議員の理解のとおりでございます。

今回のこの家庭的保育事業は、議案第12号と同じようなつくりになってございまして、12号のほうがそのと

おり保育所・認定こども園・幼稚園に関しての部分だったんですけど、この13号のほうはそれ以外の家庭的保育所ということでのつくりになっていますので、内容的には同じでございます。それで先ほど議員さんのおっしゃったとおり、ただし書きは御理解のとおりでよろしいと思います。

○13番（坂本悦夫君） いや、この限りではないというふうに言ってることはどういうことかっていうことを、はい。

○委員長（熊坂伸子君） 中嶋保健福祉部長。

○保健福祉部長（中嶋良彦君） はい。これにつきましてははですね、確保要件としておりますが、そのとおり地理的条件により確保が著しく困難な場合は、確保しなくても開設できるということになります。これは改正前の条例もその通りですし、国の基準でもそのとおりです。

そのもとにつきましては、要するに家庭的保育所を開設することを優先して、例えば僻地。こういったら失礼ですけど、僻地とかで連携施設がないところでも、5人以下の子供たちを扱う家庭的保育所を開設してもいいですよという、そういった拡大解釈ができるようのための規定であると理解していただければと思います。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。坂本委員、はい。

○13番（坂本悦夫君） ええとですね、結局その、連携、何のために連携するかということですよ。

例えば家庭的保育で、急に保育士さんが急病で休むということのような場合には、連携した施設をお願いをして面倒見てもらうと、こういうことでの連携施設なわけですよ。それをしなくてもいいということになるわけですよ。それでいいのかということだと思わんですが。

○委員長（熊坂伸子君） はい。中嶋保健福祉部長。

○保健福祉部長（中嶋良彦君） この条項のメインはですね、家庭的保育は0歳から2歳児までになりますので、そこが終わってから、次に3歳以降の保育をしてくれる施設を連携施設として、できれば確保しなさいよということがメインになりますので。当然、時々保育士さんの病気とかっていう状態もあるかと思いますが、それはその場合のケースバイケースで対応することになるかと思わます。

○委員長（熊坂伸子君） はい、坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） それでいいということなのね、はい。

○委員長（熊坂伸子君） 中嶋保健福祉部長。

○保健福祉部長（中嶋良彦君） メインの考え方が、結局先ほど申しましたように、家庭的保育を終了してから次の施設、要するに3歳以降の保育をしてくれる施設をできるだけ確保しましょう、という考え方の条項になります。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） そうしますとね、13の5ページに、連携施設に関する特例が記されています。これを読んでもね、ちょっとよくわからない。それでこの特例について、ちょっと説明してもらいたいですけども。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） はい。こちらは連携施設に係る、食事に関する部分が大きなものになります。保育所等にですね、食事の搬入実績がある食事提供者であれば、食事として搬入することができますよということで、主に食事に関することを定めたものでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） この章で大事なものは代替保育についてだと思うんですけども。

先ほど言ったとおり、先生が急病になったときとか、何か都合が悪くて休むときに代わってやってくれる保育所ですよ。そういうことについての、代替保育についての指導はどういうふうにしていますか。家庭的保育については、どういう指導してるの。

○委員長（熊坂伸子君） はい。中嶋保健福祉部長。

○保健福祉部長（中嶋良彦君） 法律上とか条例上に、その代替保育を確保しなさいという規定自体はございません。

子どもさんを、それぞれいろんな条件がございますので、今日預かってくださいと言って、簡単に保育所同士を共通で預かるっていうのは、子どもさんの安全上の課題がありますので、アレルギー等があったりする場合もありますし、ですので先ほど申しましたように、その日にどうしても保育士さんの都合が悪かったり、体調が悪い場合とかっていう場合には、ケースバイケースということで、例えば知り合いの保育士さんとか、誰かお願いしている保育士さんをそこで独自に確保したりして対応したりするというような形になるかと思えます。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） おっしゃることはわかりますけれども、何より大事なことはですね、やっぱり保護者が安心して家庭的保育にも預けられる体制をですね、しっかりと築くことだし、そういうメッセージをね、やっぱり発することがね、信頼関係にもつながっていくと思いますので、その辺は少し考えてやったほうがいいのではないかなというふうに思います。とりあえず、これで終わります。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） なければこれで質疑を終わります。

議案第13号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第13号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

#### 付託事件審査（４） 宮古市保育所条例等の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第14号宮古市保育所条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） なければこれで質疑を終わります。

これより議案第14号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） ないようですので、直ちにお諮りをいたします。

議案第14号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案可決すべきものと決定いたしました。

それではここで、説明員の入れかえがございます。

○

## 付託事件審査（５） 宮古市立千徳小学校校舎屋根等改修工事の請負契約の締結に関する議決の変更 に関し議決を求める事について

○委員長（熊坂伸子君） それでは次に、議案第22号。宮古市立千徳小学校校舎屋根等改修工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求める事についてを議題といたします。

質疑のある方は挙手を願います。

長門委員。

○14番（長門孝則君） 22の2ページの参考資料ですけれどもね。変更前の数量が全くゼロ。そうですがね、新たに変更後に出てきたという。それで今回の変更は、現場を精査したことによって変更すると。だから、以前は精査しなかったのかなと、極端に言えばそう感じるんですよ。

やはり事前にもう少しちゃんと精査をして、例えば、アングルのサビだとか、コンクリートが劣化してるとか、そういうことは私は技術者じゃないんでよくわかんないけども、その辺は当然事前に精査しておくべきでなかったのかなと、そういう感じなんですけども。ちょっとその辺を説明していただきたい。

○委員長（熊坂伸子君） はい。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤重行君） はい。いわゆるその当初の設計という話になりますけれども、当初の設計の時点で、結局、把握できなかったと。

いわゆる当初の設計というのは目視で当然やりまして、結局、足場組んでずっと詳細な設計というわけではございませんので。実際めくってみて、あげてみただけは、あそこもやられでだ、ここもやられでだ、ああこっちもだというような状態だったと。結局、こっちで想定してたより、非常に改修の状態が悪かったということから、今回作業の追加と工程を延長するというものでございます。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。はい。加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 長門委員にも関連するんですが、当初はわがんながったと。それで、実際に工事を始めたらこういう箇所が出てきて、アングル、補修、それから屋根躯体等々についての、こういった形で追加工事をしていただくということなんですが。それで財源はどうなってるんですか。追加財源。

○委員長（熊坂伸子君） はい。若江教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（若江清隆君） 財源につきましては、当初予算で見たとおりの地方債等、そのとおり充てていくということで、新たな財源の変更というのは今回ないというところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 当初予算の範囲内で済むっていう説明なような気がするんですが。当初予算、この工事の請負率の関係で、多分、余剰金があってそれでもって充てるっていうふうに理解するべきだと思うんですが、それでよろしいですか。

○委員長（熊坂伸子君） はい。若江総務課長。

○教育委員会総務課長（若江清隆君） はいそのとおりでございます。



○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） そういうことであれば、当初予算の立て方がどうだったのか。それでどうなったのかっていうような疑問が出るんですよね。

当初予算の中で、この追加工事の分は見ていなかったはずなのに、不測のこういう工事が、追加工事が出た。それで、当初予算で見るというのは、それ最初の予算の立て方がまずかったんじゃないかなと思うんですが、その点について反省はないんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） はい。若江教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（若江清隆君） はい。ただいまの部分ですけれども、実施設計いたしまして、現場では毎週、行程等いろんな打ち合わせをしております。その中でいろんな、事業者からも改善なり何なりという部分もあって、いろんな工夫等もしながらやるということもありますし、あと委員御指摘のとおり、入札でそういう差金も出たというところがございます。

当初設計がどうかという部分につきましては、妥当な設計をしたものというふうと考えております。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 最後にします。消費税10%みてるんですが、この追加発注なる工事は、いつからやってんの。10%は10月からなんだけども。いつからの追加発注するのかということによって、これは全然違ってくると思うんだけども。

これは普通のやり方だと、最後に何つうのかな、工事が全部終わってから、精算する時点で、消費税については10%分はこれぐらいの工事があった、8%分はこれぐらいの工事があったっていうような計上の仕方をするっていうのが、今までの例だったような気がするんですが、10%っていうのを最初から見たっていうことは、どういうことなんですか、これは。

○委員長（熊坂伸子君） はい。若江教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（若江清隆君） はい。これは消費税の適用関係でございますけれども、この関係については国税庁のほうも通知を出しております。

今回の消費税増税については、10月1日以降なんですが、基準日が4月1日ということでございまして、今回、納期が10月以降という場合に関しましては、これは10パーで見るとというような国税庁の通知もございまして、これに基づいて10%で見ているというところがございます。

○委員長（熊坂伸子君） はい。よろしいですか。はい。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） なければこれで質疑を終わります。

これより議案第22号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。ないようですので、直ちにお諮りをいたします。

議案第22号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

## 付託事件審査（６） 宮古市立宮古小学校校舎増改築工事の請負契約の締結に関し議決を求める事について

○委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第23号宮古市立宮古小学校校舎増改築工事の請負契約の締結に関し議決を求める事についてを議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

橋本委員。

○9番（橋本久夫君） はい。それではちょっと教えていただきたいんですが、要はこれは今の校舎を壊して、新たに何ですか、渡り廊下をつくるってということですよ。

現在の校舎はもう使われなくて、まずお聞きしたいの現在の校舎は使われなくなってからもう何年たちますか。これ解体の計画は当初からありましたっけか。

○委員長（熊坂伸子君） はい。若江教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（若江清隆君） はい。今回の逆ピラミッド型の校舎でございますけれども、以前は普通教室として使用しておりました。そして、昨年度までは学童の家としても使っております。また、2階・3階部分につきましては、既存の今回残る校舎のですね、東側から体育館に移動する際の通路としても使用しているところでございます。そしてあとは倉庫、書類等の置き場としても、使用してきたところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。はい。

○9番（橋本久夫君） 教室としてはもう10年ぐらいですか。もっとたちますか。

○委員長（熊坂伸子君） はい。若江教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（若江清隆君） はい。普通教室として使用しなくなってから、少なくとも震災よりだいぶ前ということなんで、10年以上は普通教室として使っていないと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） それで今回は、老朽化にともなって壊して、新たに作るっていうのは通路ですね。要するに今の、何て言うんですか、続いている棟がありますよね、3階ですか、図面を見るとそこに新たにまた何か階段室をつくって、1回下に降りて体育館までっていうことの通路っていう理解でよろしいわけですね、はい。

そうすると、それはもう渡り廊下式なのか、それともずーっとこう校舎式なのか、両側の壁もついてずっといくような施設なのか。その辺はどんなつもりでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） はい。若江総務課長。

○教育委員会総務課長（若江清隆君） はい。今回は解体した部分に階段棟というものを、3階から2階・1階におりる階段を設けます。そこは建屋で覆うと、囲いをつくと。そして、あとは1階まで降りたら、1階から渡り廊下で体育館までつなぐと。その渡り廊下の部分も建屋をつくるということになります。

この階段棟というのは、現在の校舎を解体した場合に、東側の非常口、既存の校舎は西側のほうには階段あるんですが、今回解体することによって東側への避難路がなくなりますんで、そこに設置しなければならないのがありますので、それを兼ねた階段棟ということになります。そして建屋をつけることによって、児童生徒が体育館まで移動する場合の、そういう部分もカバーするという機能も持ちます。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） ありがとうございます。わかりました。この校舎そのものはね、昭和41年に建築されたって、実は私が最初に入った学年でございまして、ちょっと思い入れもあってですね。当時逆ピラミッドってことで、建築そのものも非常に画期的な建築で、すごく全国的にも話題になったのと、土地が段差があつて少な

かったんで、ああいう形で作っていったって当時の珍しい建築だって伺ってますが。

そういった意味ではすごく、何とか遺産じゃないけども、そういう可能性もあるのかな。その辺は記録はしっかり残して、壊したからということだね、全部なくなるわけではなく、記録だけでもしっかりと残して、当時のなんですか重要性みたいなね、何か非常に特殊な建築だったってことをお伺いしたんで。その辺の記録なんていうのはないですよ。特にいいです。そういうことがあったので、一応参考までに、はい。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。

加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） はい。お願いします。2点ぐらいお聞きします。アスベストがあるようなんですが、どの部分。

○委員長（熊坂伸子君） はい。若江教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（若江清隆君） はい。このアスベストは、教室、廊下並びにボイラー室の天井に吹きつけられております。参考までにでございますけれども、このアスベストにつきましては、昭和62年の12月から63年の1月にかけて封じ込め及び囲い込みという処理をして、被害がないような対策をとって、毎年度その環境測定等をしているところでございます。

○18番（加藤俊郎君） はい。ありがとうございます。子どもたちにね、アスベストがあったってということは、それは大変なことだと思ってお聞きしたら、わかりました。了解しました。

もう1点ですが、全部で2億3,540万の契約金額になるってということなんですが、普通、今までの例だと電気設備・機械設備は別途発注のような気がしたんですが、今回は電気設備・機械設備も一括での発注ってことなようなんですが、これはどういうことでしょうか。今まではね、いろんな理由があって、別途発注して市内の業者さん、直接下請けではない形で広く工事してもらったらどうなのってというような形だったために、別途発注したっていうふうに理解してるんですが。今回は全部一緒ってということなんですが、これはどういったことからなるのでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） はい。若江教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（若江清隆君） はい。ただいまの部分ですけども、今回は建築工事費の割合が大きいということで、機械設備あるいは電気設備の割合が少ないということで、これは一括での発注ということです。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） ほとんどのこういった工事の場合は、建築の部分が当然金額的には多いと思うんですが、今の言い方はなんて言うのかな、好意的に理解すれば、電気設備・機械設備の分量が極端に少なかったために、こういうような分離発注はしないで一括発注したっていうふうに理解してよろしいですか。

○委員長（熊坂伸子君） 若江教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（若江清隆君） はい。議員御指摘のとおりでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） これはお願いなんですが、工期が9月25から来年の7月20日までってこと、結構ね、長期にわたるんですが。このアスベストの部分は被覆しているとはいえども、あれ除去工事するときには当然、危険が伴うということから、子供たちのできれば休んでる時期にお願いしたいと思うんですがいかがですか。

○委員長（熊坂伸子君） はい。若江教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（若江清隆君） はい。ただいまの部分でございますけれども、今回の発注というの、この前半の活動よりは、後半から来春までの次期のほうが活動は減るだろうという部分がある今回の発注という部分がございます。

加えまして、ただいまの御意見のように、実際の解体工事等をする場合は、囲い等をして万全をして、またあと作業をする時期につきましても、いろいろ学校行事とかさまざまな部分もございますので、その辺も調整を図りながら、児童等にできるだけ影響がないように、その辺は最善を尽くしてまいりたいと考えております。

○委員長（熊坂伸子君） はい。よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。なければこれで質疑を終わります。

これより議案第23号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。討論がないようですので、直ちにお諮りをいたします。

議案第22号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案可決すべきものと決定いたしました。

ここで、説明員の入れかえがございます。

○

## 付託事件審査（7） 財産の取得に関する議決の変更に関し議決を求める事について

○委員長（熊坂伸子君） それでは、次に、議案第24号。財産の取得に関する議決の変更に関し議決を求める事についてを議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

長門委員。

○14番（長門孝則君） 24ページの2、参考資料。これについてちょっとお聞きしますが、4番の納入期限、変更後、令和元年の9月30日に変更してありますが、この9月30日にした理由をまずお聞かせください。

○委員長（熊坂伸子君） はい、田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） はい。このバスケットゴール一式については受注生産でございまして、そして納入からセッティングゲージといたしまして、場所の設置のところまでが一連の業務となっております。その製造のほうは早くといいますか、進みまして、9月中旬に全ての作業が終われるというような見込みがたちましたので、9月30日の納期とさせていただきます。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） これは消費税のね、8%、10%の関係もあるのかなど。それは考えなかったんですか。ちょっとお聞きします。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 9月中旬に納入の契約等の手続が全て済みますと、結果として消費税が8%の適用になるということで、そのほうが安く済むということもございました。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 私はね、9月29日。納期を9月29日以前にすべきでなかったかなど、そういうふうに思

ってたんですよ。というのは、9月30日納期であれば、例えば極端な話ですけども、9月30日の午後3時過ぎに納入されたら。そうすると9月30日には支払いできますか、できませんがね。そうすると10月1日の支払いになりますよ。そうすれば10%消費税がかかるということなんですよ。

だから私はね、9月29日の納期にしておけば、9月29日に納入されれば、9月30日には支払いできなくていいかと。そうすれば消費税が8%で進むと。その辺を考えたのかな、どうも私は思ったんですけども。その辺はどうですかね。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） はい。現在のスケジュールでは9月27日までに全ての業務が終わります。そして検査をしまして、その後支払い手続に入るわけなのでございますが、その時点で、全ての作業が終わった時点で、業者の義務が終了して、そこで所有権が市のほうに移りますので、そこで8%の適用ということになります。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） くだいようですけどもね、せっかくこういうふうに9月30日までと、納期がそういうふうに規定してますんでね、8%で済むように29日、1日違いですけどね。9月29日納期にすれば、さっき言ったように8%消費税を払える、それで済むと。そうでないと9月30日までの納期になると、今言ったように支払いが10月になる。そうすれば10%消費税を払わねばならない。やっぱりその辺もね、考えでこの納期を設定してほしいなと、そういう思いなんですよ。

私は納期を2カ月も短縮して9月30日にしたっていうのは、今言ったようにね、消費税が10%でなく8%で済むようにするために9月30日にしたのかなと、そういうふうには思ったんですけどもね。消費税全然考慮しなくても9月中に納入できるからということで設定したんですかね。やっぱり、その辺も考えてね、納期も設定しないと。1日違いで37万6,000円っていうのを、払うか払わないかということになりますんでね、やっぱりその辺も考えてもらわないと。

○委員長（熊坂伸子君） はい。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤重行君） はい。その部分、結果として早くでき上がるという報告を受け、いつまでに設置できるのやということで、もう9月中にもう、今で行くと9月27日に設置を完了すると。で、消費税が当然10%で適用にならない、8%で適用するように会計手続も済ませるということになっておりますので、御安心願えればというふうに思います。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 今は、9月27日に納入できると言いましたっけか。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤重行君） 納入から設置から全て、結局、物が入ればいづうだけが終わりじゃなくて、ちゃんと設置をして、それがちゃんとバスケットゴールとして使えっかどうがを確認できんのが27日ということになります。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） そうであればね、本当は納期黙って9月27日にすれば、今のような疑問は出ないんですよ。まあわかりました。そうであればぜひ8%。消費税は10%でなく8%で払うようにね、せっかくこういうふうに変更しているわけですから、その辺もお願いしたいと思います。それから、委員長。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） ちょっと細かいごとですけれどもね。これは6月議会に提案にしていますがね。それで教民でも審議したときに、多分、参考資料に納期の記載がなかったと思うんですよ。それで質問して、納期はいつですかと。そうしたら11月29日ですよという多分、答弁だったと思いますけれども。

私が言いたいのはね、当初、議案に納入期限を記載しないで、今、こういうふうにな、記載するというのはどうなのかなど。当初6月議会に提案してで、こういうふうに変更、納期が変わりますよっていうのであればね。だけでも今言ったように、ちょっとそこを確認してみてくださいませんか、私の記憶が違うかどうか。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 御指摘のように、議案のほうには納期のほうが記載してございませんでした。そして質疑の中で、確か納期いつなのかというお話がありまして、納期の部分をお答えした記憶がございます。はい。申しわけございませんでした。はい。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） だから当初の議案のやっぱりね見て、記載した部分のこの部分が変わりますというふうな資料を提示しないと、うまくないんでないかなと思います。

それからもう一つ、5番目の変更内容ですけどもね。ちょっとあまり細かいごとを言うのも、気が引けますけどもね。変更内容、ちょっと見た瞬間、ちょっと何かわかりづらいなど。そういうふう感じたんですよ。っていうのは、消費税の欄ですけども、188万という変更前の数字が載ってますけども、これがいきなり出てきたように私は見たんですよ。だからこういうふうの説明を書く場合は、取得価格、税抜きを書いて、消費税分書いで、計として予定価格はこうですよという書き方をすればね、一見してわかるんで。今後の事もあるんでね、参考までにど思って今、発言してますんで。

やっぱり担当は、その辺やっぱり6月の議会にどういう資料を提案して、それがどういうふうに変更になったかという、そういう考え方でね、この変更資料は提示してほしいなど。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤重行君） はい。まことに申しわけございませんでした。確かにそんな時そんな時だけじゃなくて、一連の提案として、わかるように資料もつくってまいりたいというふうに思います。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。なければこれで質疑を終わります。

これより議案第24号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。討論がないようですので、直ちにお諮りをいたします。

議案第24号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。お諮りいたします。9月24日の本会議における議案第11号、12号、13号、14号、22号、23号及び第24号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いた

と思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

はい。異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。説明員の入れかえのため暫時休憩いたします。

○

### 説明事項（１） 川井給食センターの機能の移管について

○委員長（熊坂伸子君） それでは次第に従いまして進めてまいります。

説明事項の１川井給食センターの機能の移管について説明願います。

○教育部長（伊藤重行君） はい。それでは資料に基づきまして川井給食センターの機能の移管について御報告をさせていただきます。

現在、教育委員会では川井給食センターの機能を新里給食センターへ移管をするということについて検討を進めておりまして、その経過について報告をさせていただきます。

背景としてあるのが、まず一つ目。現在、４給食センター、新里、川井、田老、重茂、４つの給食センターございますが、調理業務及び配送業務における長期継続契約が、今年度で終了するということでありまして、今後、所定の手続を経まして、来年度令和２年度から令和６年度までを新たな契約期間とする、新しい契約を締結するという時期にきてるんだよというのが一つ。

第２番目には、川井地区、まず小学校の統廃合が進んだということ。また、現在の児童生徒数、川井小・川井中の生徒数の減少に伴って、川井給食センターの施設・設備の規模と給食数が乖離、かけ離れているというような状況があるというこの２つの背景から、川井給食センターの調理及び配送業務を新里給食センターに移管してもですね、新里給食センターの力、容量的には可能であるということ。また、今後発生するであろう川井給食センターの施設・設備の改修・更新等に要する費用がかからなくなるだろうと。いわゆるコスト削減が可能だということから、この移管についてですね、今年度、保護者、あとは生産者、そこに納入している事業者、あとは地元雇用の給食センターで稼いでる人がどうへの説明を行ってきました。

関係者からは特に異論はなく、異論はないというよりは、やむを得ないべなあというようなところがあったと思いますけれども、異論はなく、今後、長期継続契約の手続、並びに12月定例会議におきまして給食センターの条例改正をする予定ということでございます。

以上が今までの経過報告でございます。

○委員長（熊坂伸子君） 説明は以上で終わりですか。はい、質問があれば挙手を願います。

質問ございませんか。はい、なければ、この件についてはこれで終わります。

説明員の入れかえを行います。

○

### 説明事項（２） 宮古市摂待出張診療所の廃止について

○委員長（熊坂伸子君） それでは、説明事項の２、宮古市摂待出張診療所の廃止についてを説明願います。

中島保健福祉部長。

○保健福祉部長（中嶋良彦君） 宮古市摂待出張診療所でございますが、東日本大震災により平成23年４月から休診しております。この間、平成28年８月に田老三王地区に国保田老診療所が復旧しました。この間、患者輸送車で対応し現在に至っております。

それでは摂待出張診療所の廃止について、早野健康課長より説明させていただきます。

○委員長（熊坂伸子君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） 宮古市摂待出張診療所の廃止について御説明いたします。

平成23年4月から休診中の宮古市摂待出張診療所を廃止し施設を解体しようとするものでございます。廃止の理由といたしまして、建物の老朽化が著しく、再開には建物の大幅な修繕が見込まれること。

2つ目として、患者輸送車の継続運行により、攝待地区の医療を確保できると見込まれることが挙げられます。なお、敷地は借地となっており、建物の老朽化も著しいため、施設の再利用は検討せずに、建物を解体しようとするものでございます。

これまでの経過といたしまして、摂待地区は田老町時代に建設されました宮古市摂待出張診療所と、患者輸送車の運行により地区の医療を確保してまいりました。東日本大震災により、国保田老診療所が被災したことに伴いまして、平成23年4月に、宮古市摂待出張診療所を休止といたしましたが、患者輸送車の運行を継続してまいりました。昨年度、週に1回摂待地区、患者輸送車が走っておりますけれども、1回平均は5人程度となっております。

平成28年8月に国保田老診療所を田老三王地区に復旧し、宮古市摂待出張診療所の今後の方向性について検討してまいりました。最近では、ことしの5月28日、自治会長と打ち合わせを行っております。その際、診療所を再開してほしいという地区のからの要望は聞こえていないということ聞いております。現在、地域の集会場として三小を地区の方が利用されている状況でございます。今後は、摂待地区の住民説明会を行い、解体工事の実施設計をお願いしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（熊坂伸子君） はい。説明が終わりました質問のある方は挙手を願います。

質問はございませんか。いいですか。

加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 私も前から廃止すべきだっていうふうな考えを持ってしまして、トイレもかなりこの写真見ると外壁の写真で、この辺はどうでもいいんだけど、トイレとか中のほうがもう、とてもとても使用に耐えられるような施設ではないということから、以前から私は解体すべきだということと、それから患者輸送バスが運行されてるっていうことから、あの地区の方々はそのほど医療の面が心配がないということから、ちょっと遅かったかもしれませんが、ただ、隣にある消防団の屯所も解体予定だと思いますので、その辺とあわせて解体してもらえれば、少し安くなるのかなっていう気がしますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） はい。ほかに質問はございませんか。

なければ、この件についてはこれで終わります。

説明員の方は退出をお願いいたします。

○委員長（熊坂伸子君） それでは、予定していた説明全て終了いたしました。

あと協議事項ございますが、暫時休憩いたします。

○

午前11時24分（付託事件審査、説明事項部分終了時刻）



